

令和6年度 潮見台中学校 教職員と生徒との連絡手段に関わる校内規程について

1 連絡手段に関わる基本的な考え方

学校や職員が、生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。

2 校内規程を設ける際の留意事項

(1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が自己の判断で個人的に生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ること。

(2) 取得や提供する情報に関する規程

ア 生徒から取得する情報の種類は児童生徒の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレス、無料通話アプリのIDに限る。

イ 電話番号等を取得する対象となる範囲は担任する学級の生徒、顧問をする部活動の生徒、担当する生徒会・委員会の生徒に限る。

ウ 職員が生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、生徒に電話番号等を提供する場合の情報の種類はア）提供先の範囲はイ）と同様とする。

(3) 電話番号等の利用に関する規程

ア 教職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等(以下「メール等」という。)による私的な連絡等を行わないこととした上で、教職員と生徒との連絡内容は授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る。

イ 児童生徒から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合は電子メール等での相談は極力行わず、複数の教員により直接面談することが望ましい。

3 その他

- ・上記以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜判断の上、規程を整備すること。なお、規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこと。
- ・なお、生徒だけではなく、職員と生徒の保護者間においても、上記2の項目を適応するものとする。

以 上